

## 相続税の税務調査 預金調査の要諦

相続財産のうちの預貯金は、銀行等の残高証明書などで容易に確認することができます。しかし、預貯金の名義人が真の所有者であるか否かの判断は困難が伴います。とくに、夫婦間におけるお金の贈与は、口頭によるものが多く民法549条に規定する諾成契約が成立しているか確認が困難なことも珍しくありません。

そこで、相続税の税務調査の概要と、相続税の申告の調製に当たり、税務調査で問題となる可能性が最も高い名義預金や預金調査のポイント等について解説することとします。

### 1. 相続税の税務調査の概要

国税庁が令和5年12月に公表した令和4事務年度(令和4年7月～令和5年6月)の相続税の税務調査の概要によると、相続税の実地調査を実施した件数のうち約86%が修正申告となっています。1件当たりの追徴税額は816万円ですが、延滞税を加えると、約900万円ほどの税額になると思われます。申告漏れ財産のうち、現金・預貯金及び有価証券は43.4%となっていることから、相続税の税務調査は金融資産が中心であることが分かります。特に、被相続人名義の預貯金や株式ではないものの、名義預金等として課税されている場合が多いと思われます。

### 2. 預貯金等の帰属の判断基準(平成27年10月2日: 裁判)

「相続財産である預貯金等の帰属については、一般的には、その名義人に帰属するのが通常であるが、預貯金等については別の名義への預け替えが容易にできることから、単に名義人が誰であるかという形式的事実のみにより判断するのではなく、その原資となった金員の出捐者、その管理、運用の状況、贈与の事実の有無等を総合的に勘案して預貯金等の帰属を判断するのが相当であると解される。」としていて、これに類似する裁判や裁判例が多くあります。

多くの判決や裁判事例から、名義預金等か否かについて判定される場合の判断基準を抽出すると、以下のような項目となっています。

- ① 原資となった金銭の出捐者
- ② 管理運用の状況
- ③ 通帳・印鑑の管理状況
- ④ 贈与の有無
- ⑤ 預入時の手続き
- ⑥ 金融機関の担当者の認識
- ⑦ 届出印及び印鑑票の筆跡
- ⑧ 当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等

以上のことから、名義預金等として判定されないためにも、上記の項目について、事前に資料などを整備・確認しておくことが肝要です。

### 3. 配偶者名義の預貯金

名義預金として認定される可能性が最も高いのは、配偶者名義の預貯金と考えられます。夫婦は同居が常で、被相続人は配偶者に生活費などの支払いのために、毎月一定額を手渡ししたり、預金通帳やキャッシュカードを預けていることも少なくないと思われます。

配偶者は毎月一定の金額の範囲内で生活費を賄い、残ったお金は内助の功の結果として配偶者の預貯金に入金されていることもあります。

この場合、配偶者へ預けたお金は、民法666条に規定する消費寄託とされ、被相続人の預貯金と判断されます。

### 4. 相続開始直前に引き出した高額な現金の使途が不明な場合

被相続人が出金又は相続人が被相続人から指示されて銀行などから出金し、被相続人自らが使途したお金は、相続人に使途を質問しても分からないこともあります。

たとえば、愛人など親しい人への贈与については、解明できないので、相続人等からの推測の話を記録しておき、使途不明金として相続財産に計上しない処理をすることになると思います。

しかし、相続開始直前に引き出した高額な現金の使途が不明な場合に、その現金は相続人の管理下にあったとして相続財産と認定された事例(平成28年12月7日裁判)や、相続開始時に自宅で保管していたと認めるのが相当とする裁判(平成30年4月24日)もあることに留意しておかなければなりません。